

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大田区

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.8%
任期の定めのない常勤職員以外	94.5%
全ての職員	88.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.4%
本庁課長相当職	99.1%
本庁課長補佐相当職	98.1%
本庁係長相当職	100.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.0%
31～35年	95.2%
26～30年	94.3%
21～25年	88.8%
16～20年	81.7%
11～15年	85.1%
6～10年	91.8%
1～5年	94.2%

【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当を世帯主となっている男性に支給するケースが多く、扶養手当の受給者全体に占める男性の割合が7割以上を占めていること等から、男女の給与の差異が生じています。

【任期の定めのない常勤職員以外】

男女それぞれに占める暫定再任用職員の割合が男性の方が高いこと等から、男女の給与の差異が生じています。

【勤続年数別】

昇格のタイミングが男性の方が早いことや、部分休業取得者は女性の方が多いこと等から、比較的勤続年数の短い区分（勤続20年以下）で男女の給与の差異が生じています。

※勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。